

プライマリ・ケア認定医の認定に関する細則

2012年10月28日制定

2013年5月17日改定

2013年10月1日改定

2013年11月16日改定

2014年3月23日改定

2015年3月29日改定

2016年1月24日改定

2016年8月7日改定

2017年9月24日改訂

2017年11月11日改訂

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱（以下、要綱という）を施行するにあたり、プライマリ・ケア認定医の認定に関する要綱第32条から第41条の運用に必要な細則をここに定める。

第1章 申請手続き

（認定審査の告示）

第1条 専門医認定委員会は、認定医の認定審査を開始する3ヶ月前までに、申請受付期間、試験実施日を告示する。

（認定審査料）

第2条 認定医認定審査料は30,000円とする。

2 一度払い込まれた認定医認定審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

（認定審査申請書類）

第3条 認定医の認定審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医認定申請書（様式認定医-1）
医師としての経歴の記載を要する
- (2) 活動報告書（様式認定医-2）
- (3) 詳細事例報告書（様式認定医-3）
- (4) 認定医認定審査料を払い込んだ記録

第2章 審査と登録

(活動報告書)

第4条 前条の(2)に定める活動報告書には次のことを記述する必要がある。

- (1) 申請日から遡る1年間の診療、地域保健及びその他の活動
- (2) 申請日から遡る5年間の職務歴、学術活動、生涯教育及びその他の活動

(詳細事例報告書)

第5条 第3条の(3)に定める詳細事例報告書には次のことを記述する必要がある。

- (1) 実践した具体的内容
- (2) プライマリ・ケア機能に関する考察

2 報告する事例の領域と数は次の通りとする。

(1) 外来症例

成人長期(5ヶ月以上)観察例 1例

成人救急症例 1例

成人メンタルヘルス症例 1例

小児・思春期症例 1例

*小児・思春期症例とは0歳～18歳の患者とする。特に15歳～18歳の症例に関しては、以下に列挙するような思春期特有の健康問題に対応した事例であることが必要である。

*思春期特有の健康問題例

- ・てんかん・喘息等のキャリアオーバー(持ち越し)の対応
- ・第二次性徴関連問題、性感染症等の性の問題への対応
- ・学校健診における指導事例、不登校など学校保健関連の問題への対応
- ・過敏性腸症候群、起立性調節障害、伝染性単核球症等の思春期に頻度の高い一般的な疾患の診療
- ・スポーツ関連の筋骨格系の健康問題への対応
- ・予防医学的介入事例(喫煙、アルコール問題への対応等)

(2) 定期訪問診療または往診症例、あるいは在宅連携症例 1例

*在宅連携症例とは、在宅ケアを受けている患者に対して、在宅ケア担当チームと連携しながら、入院にて評価ケアを行った事例、あるいは退院予定患者を在宅ケアへ移行させるために、在宅ケア担当チームとカンファレンス等を実施した事例等のことを指す。

(3) 地域保健福祉活動または医療者教育実践事例 1例

*医療者教育実践事例とは施設内外の医療者に対して、計画的な指導教育を実施した事例を指す。例：医師の研修プログラムの計画立案実施の責任者としての経験等。

(試験)

第 6 条 筆記試験を行い、臨床的問題解決能力を評価する。

(合格基準)

第 7 条 書類審査の合格基準と試験の合格基準に合致するものを合格とし、合否の結果を申請者に通知する。合格基準は専門医認定委員会で定める。

(登録申請)

第 8 条 認定審査に合格した者の認定手続きにあたっては、次のものを理事会に提出しなければならない。

- (1) 認定医登録申請書 (様式認定医-4)
 - (2) 認定医登録料を払い込んだ記録
- 2 登録料は 10,000 円とする。
- 3 一度払い込まれた登録料は返却しない。

(認定証)

第 9 条 認定証には次の事項を記載する。

- (1) 認定番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 証文
- (5) 認定年月日
- (6) 認定有効期間
- (7) 理事長の氏名、公印

第 3 章 認定の更新

(申請受付期間及び告知)

第 10 条 認定医の認定の更新審査の申請受付期間は原則として毎年 2 月 1 日から 3 月 31 日までとする。ただし特別な事情がある場合は専門医認定委員会によって変更できる。

2 前項の申請の受付期間は、その受付開始日の 2 ヶ月以上前に更新対象者に書面をもって通知する。

(更新審査料)

第 11 条 認定医認定更新審査料は 20,000 円とする。

2 一度払い込まれた認定医認定更新審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定更新の申請)

第 12 条 認定医の認定の更新審査の申請にあたっては、期日までに次のものを専門医認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医認定更新審査申請書（様式認定医-5）
- (2) 認定期間中の経歴書（様式認定医-6）
- (3) 認定期間中の詳細事例報告書（様式認定医-13）
- (4) 認定期間中に取得した生涯教育単位報告書（様式認定医-7、8 及び 9）
- (5) 認定医認定更新審査料を払い込んだ記録

2 前項(3)の詳細事例報告書の内容は第 5 条第 1 項に準ずる。認定医の更新では、以下の 15 領域より 3 領域以上を選択し、全体で 6 症例（事例）の報告書の提出を必要とする。

- 外来・在宅における成人長期（5 ヶ月以上）観察例
- 外来・在宅における成人救急症例
- 外来・在宅における成人メンタルヘルス症例
- 外来・在宅における小児・思春期症例
- 病棟・外来・在宅における診断困難症例
- 病棟・外来・在宅における倫理的な問題に取り組んだ症例
- 病棟における退院支援あるいは地域連携事例
- 病棟・外来におけるチーム医療事例（NST、院内安全管理、医療の質改善等）
- 施設（特養、グループホーム、小規模多機能等）との医療連携事例
- 地域包括ケア関連活動事例（地域ケア会議等）
- 医療者教育実践事例
- 産業医活動事例
- 学校医活動事例
- 地域保健予防・公衆衛生活動事例
- 自施設（診療組織、教育組織等を問わず）における管理・運営を行った事例

3 第 1 項(4)の取得単位は、生涯学習、研究、活動に関する下表の項目 1 から 8 の合計で 30 単位以上とする。その内、項目 1 と 2-1,2-2 の合計で 10 単位以上を必須とする。ただし項目 3,5,6,7,8 については上限を下表備考の通りとする。

下表の項目 1 及び 2-1 は、学会事務局に登録されている単位(※1)を、生涯教育単位報告書に印字して通知する。項目 2-2 から 8 は、更新申請時に自己申告とする。

	項目	生涯学習単位	備考
1	本学会年次学術集会	10 単位	上限なし
2-1	本学会が主催または共催する生涯教育セミナー等	※2	上限なし
2-2	本学会が主催する生涯教育セミナー等の E-learning（生涯教育 WEB 講座）	※3	上限なし
3	本学会のブロック支部会が主催または共催する地方会等	※4	上限 20 単位

4	World Organization of Family Doctors (WONCA)の World Conference または Regional Conference 日本医学会・総会	10 単位	上限なし
5	日本医師会生涯教育制度	取得したカリキュラムコード数を認定 ※5	上限 20 単位で、同一カリキュラムコードにおける単位取得の上限は 1 単位とする
6	プライマリ・ケア教育に関する活動	※6	上限 15 単位
7	プライマリ・ケア研究に関する活動（執筆を含む）	※7	上限 15 単位
8	UpToDate®による自己学習（3 段階の学習サイクルによる設定のみ）	0.2 単位（1 学習サイクルあたり）※8	上限 10 単位

※1 年次学術集会、春季・秋季生涯教育セミナー、若手医師のための家庭医療学冬期セミナー、専門医部会フォーラム等への参加単位。

※2 0.5 時間を 0.5 単位として認定する。また、共催については全国規模の企画を原則とし、各委員会及びプロジェクトチームの長が申請し、専門医認定委員会が認定する。

※3 E-Learning については本学会が主催する生涯教育セミナー等の視聴によるものに限る。1 時間を 0.5 単位として認定する。

※4 0.5 時間を 0.5 単位としてブロック支部長からの申請を受け、専門医認定委員会が認定する。

※5 1 カリキュラムコードを 1 単位として認定し、カリキュラムコードが重複している場合は、上限の 1 単位とする。

※6 以下の場合に単位を付与する。

- (1) 後期研修プログラムの研修プログラム責任者及び総合診療専門研修 I・II の施設の教育責任者 1 が専攻医を受け入れた年度に対して 3 単位/年
- (2) 大学及び都道府県の計画した教育プログラムの医学生の受け入れ責任者が医学生を受け入れた年度に対して 3 単位/年
- (3) 初期研修の地域医療研修の臨床研修医受け入れ責任者が臨床研修医を受け入れた年度に対して 3 単位/年

※7 本学会機関誌の原著は 10 単位、原著以外は 5 単位。その他のプライマリ・ケアに関する学術誌に掲載された論文は 5 単位とする。ただし、会議録は認めない。また、著書については学術的な書籍（翻訳書を含む）のみを対象とし、単著は 7 単位、分担執筆は 5 単位とする。論文・著書のいずれについても筆頭著者のみに付与する。

※8 プログラムを利用した場合に UpToDate®から授与される CME 単位証明書に記載の 0.5 ポイントを 0.2 単位として認定する。

（専門医を認定されている認定医の認定更新審査）

第 12 条の 2 専門医を認定されている認定医の認定の更新審査については、家庭医療専門

医の認定に関する細則に定める専門医の認定の更新審査によって行い、本細則第 11 条及び第 12 条に定める申請手続きは要さない。ただし、専門医の認定更新を申請しない場合は本条を適用しない。

(更新審査の合格基準)

第 13 条 認定の更新審査の合格基準は専門医認定委員会で定める。

(被災による認定期間の延長)

第 13 条の 2 要綱第 36 条第 6 項により認定期間の延長を希望する者は、本則第 10 条第 2 項の通知があつてから、更新審査の申請受付期間開始日より 14 日以内に、被災によるプライマリ・ケア認定医認定期間延長申請書(様式認定医-12)により申請しなければならない。ただし、この期限後、更新審査の申請受付終了日までに発生した災害の場合は、専門医認定委員会が改めて延長申請の期限を定めて告示する。

2 前項の申請があつたときは、専門医認定委員会は速やかに審査し、延長の可否を決定して申請者に通知する。

3 認定期間の延長が可となったときは、理事長は認定期間延長証明書を交付する。

(更新の保留)

第 14 条 次の場合は、認定医の認定の更新の保留をそれぞれに定める期間を限度として申請できる。

(1) 更新審査の申請期日までに第 12 条第 2 項または第 3 項を満たせないとき。期間は 1 年間のみとする。

(2) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、研究または臨床研修のために外国へ留学したとき、または現に留学中であるとき。期間は通算の外国在住期間を限度として 3 年間までとする。

(3) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、長期の病気療養をしたとき、または現に療養中であるとき。期間は療養に要した期間を限度として 3 年間までとする。病状によって本人が申請できない場合は、専門医認定委員会が職権で審査し、保留期間を本人に通知することができる。

(4) 前回の認定から更新審査の申請期日までの間に、産前・産後休業、育児休業または介護休業に該当する期間があつたとき、または現に休業中であるとき。期間は実際の休業期間を限度として 3 年間までとする。

2 更新の保留を申請するときは、その理由を記した認定医認定更新保留申請書(様式認定医-10)を更新審査の申請受付期間内に専門医認定委員会に提出しなければならない。前項

(3)または(4)による場合は、診断書等その根拠となる書類の写しを添付しなければならない。ただし要綱第 37 条第 3 項により保留をする場合は、申請書を要しない。

3 第1項の(1)による保留に引き続き、(2)、(3)または(4)による保留を申請するときは、連続する保留期間を3年間までとする。また(2)、(3)または(4)による保留期間が2年以内の場合のみ、これに引き続き(1)による保留を申請することができる。

4 保留期間中に次回の更新審査の申請を行わず、保留期間が過ぎた場合は要綱第41条により認定医の認定を取り消す。

(欠格期間)

第15条 要綱第41条第1項の(5)により認定医の認定を取消されたときは、専門医認定委員会は新たに認定医の認定審査を受けることができない欠格期間を定め、該当者に通知する。

(改定)

第16条 この細則は、専門医認定委員会の議決の後、理事会の議決により改定できる。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は2012年10月28日から施行する。

2 この細則は2013年5月17日から改定して施行する。

3 この細則は2013年10月1日から改定して施行する。

4 この細則は2013年11月16日から改定して施行する。

5 この細則は2014年3月23日から改定して施行する。

6 この細則は2015年3月29日から改定して施行する。

7 この細則は2016年1月24日から改定して施行する。

8 この細則は2016年8月7日から改定して施行する。

9 この細則は2017年9月24日から改訂して施行する。

10 この細則は2017年11月11日から改訂して施行する。

(生涯教育単位の計算方法についての経過措置)

第2条 本則第12条第3項に定める生涯教育単位について、2014年度から2017年度までに行われる認定更新の審査においては、本細則2012年12月17日改定版で定めていた計算方法(以下旧計算方法という)によって申請してもよいものとする。ただし、旧計算方法と現行の計算方法とを混在させて申請することは認めない。

2 旧計算方法により生涯教育単位を申請する場合は、第12条第1項(4)に定める生涯教育単位報告書は(様式認定医-11)を使用するものとする。

- 様式認定医-1 プライマリ・ケア認定医認定審査申請書
- 様式認定医-2 活動報告書（認定医認定審査用）
- 様式認定医-3 詳細事例報告書（認定医認定審査用）
- 様式認定医-4 プライマリ・ケア認定医登録申請書
- 様式認定医-5 プライマリ・ケア認定医認定更新審査申請書
- 様式認定医-6 経歴書（認定医認定更新審査用）
- 様式認定医-7 生涯教育単位報告書（認定医認定更新審査用）
- 様式認定医-8 教育関連単位報告書（認定医認定更新審査用）
- 様式認定医-9 日本医師会生涯教育関連単位申請書（認定医認定更新審査用）
- 様式認定医-10 プライマリ・ケア認定医認定更新保留申請書
- 様式認定医-11 生涯教育単位報告書（認定医認定更新審査用、旧計算方法用）
- 様式認定医-12 被災によるプライマリ・ケア認定医認定期間延長申請書
- 様式認定医-13 詳細事例報告書（認定医認定更新審査用）